

宇都宮市保健センター広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市広告事業掲載基準第6条の規定に基づき、本市が所有する宇都宮市保健センターへの広告物の掲出基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準)

第2条 宇都宮市保健センター広告物は、広告の内容、デザイン、材質等が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲出しない。

- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (2) 意味なく身体の一部を強調するもの
- (3) 周囲と著しく違和感があるもの
- (4) 意味が不明なものその他来庁者及び市民に不快感を起こさせるもの
- (5) 彩度の高い色、原色、金銀色等を広範囲に使用するもの
- (6) 蛍光塗料、高輝度反射素材若しくは鏡状のもの又はこれらに類するものを材料として使用しているもの
- (7) 施設又は掲示枠の塗装を伴うもの
- (8) 広告の表面に著しい凹凸があるもの
- (9) 広告に著しい厚みがあるもの
- (10) 落下等により市民、来庁者及び職員に危険を及ぼす資材等を使用しているもの
- (11) 医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設をいう）に関するもの
- (12) その他広告を掲出することが適当でないと市長が認めるもの

附 則

この基準は、平成19年10月1日から適用する。